

伊達地方消防組合消防指令システム浸水対策工事及び消防救急デジタル無線機能強化の総合整備に係る公募型プロポーザル実施要綱

目次

- 第1章 総則（第1条—第2条）
- 第2章 事業計画（第3条）
- 第3章 公告（第4条）
- 第4章 参加手続等（第5条—第7条）
- 第5章 審査委員会（第8条）
- 第6章 審査等（第9条）
- 第7章 費用（第10条）
- 第8章 受託候補者選定後の業務（第11条）
- 第9章 雑則（第12条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、伊達地方消防組合（以下「当組合」という。）が発注する消防指令システム浸水対策工事及び消防救急デジタル無線機能強化の総合整備について、透明性及び公平性を確保しながら、豊富な経験、実績、優れた技術力及び信頼性を有する最も適した受託候補者を選定するため、公募型プロポーザル方式における手続等について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）とは、一定の条件を満たす提案者を公募により募集し、当該委託に係る実施体制及び対象事業に対する技術提案を受けた上で審査を行い、当該委託の履行に最も適した者を選定する方式をいう。

第2章 事業計画

（事業計画）

第3条 事業計画は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 件名 消防指令システム浸水対策工事及び消防救急デジタル無線機能強化の総合整備

(2) 内容 次に掲げる事項を明記した伊達地方消防組合消防指令システム浸水対策工事及び消防救急デジタル無線機能強化の総合整備に係る要求水準書（以下「要求水準書」という。）のとおり

ア 消防指令システム浸水対策工事（高機能消防指令システムの再構築を含む。）

イ 消防救急デジタル無線機能強化

ウ 運用保守

(3) 期間 令和6年度（2024年度）から令和7年度（2025年度）

(4) 運用 令和8年度（2026年度）運用開始

(5) 場所 福島県伊達市保原町大泉字大地内93番地1 ほか

2 本事業の契約は、令和6年度（2024年度）とする。

3 運用開始する令和8年度（2026年度）から1年間を契約不適合責任期間とする。

4 前項の契約不適合責任期間の経過後から5年間を保守点検業務委託期間とする。

第3章 公告

(公告の手続)

第4条 プロポーザルに係る公告については、伊達地方消防組合消防本部警防課（以下「発注課」という。）において手続を行い、次に掲げる方法により公示する。

(1) 伊達地方消防組合公告式条例（昭和46年伊達地方消防組合条例第1号）別表に掲げる掲示場への掲示

(2) 伊達地方消防組合のホームページへの掲載

第4章 参加手続等

(参加条件)

第5条 プロポーザルへの参加は、次に掲げる全ての条件（以下「参加条件」という。）に該当していること。

(1) 当組合を組織する伊達市、桑折町、国見町又は川俣町（以下「関係市町」という。）に資格の審査の申請をし、資格の認定を受け、工事等請負有資格業者名簿に登録されていること。

(2) 参加表明書の提出時において、関係市町から競争入札参加停止措置を受けていないこと。

(3) 平成30年度（2018年度）以降に元請として、高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線の契約及び導入の実績があること。

(参加表明書等の提出等)

第6条 プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる書類を発注課へ提出しなければならない。

- (1) 参加表明書 (様式第1号)
- (2) 事業所の事業実績 (様式第2号)
- (3) その他必要書類

2 前項各号に掲げる書類 (以下「参加表明書等」という。) に関する質問は、参加表明書等に関する質問書 (様式第3号) により行うものとする。

3 発注課は、参加の資格の有無について、参加条件及び参加表明書等により確認する。

4 参加を表明した者 (以下「参加表明者」という。) 全てに対して、前項の規定による確認の結果をプロポーザル参加資格確認通知書 (様式第4号) により通知する。

(技術提案書等の提出等)

第7条 発注課は、参加資格「有」と決定した者へ技術提案書等提出要請書 (様式第5号) により、次に掲げる書類の提出を要請する。

- (1) 技術提案書 (様式第6号)
- (2) 技術者主要事業実績表 (様式第7号)
- (3) 事業見積書 (様式第8号)

2 前項第1号に掲げる技術提案書は、本事業の事業内容、要求水準書及び次に掲げる事項を踏まえ、当組合に最も適した具体的な実現に対する考え方の技術提案とすること。

- (1) 高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線の実績及び取組み
- (2) 高機能消防指令システム設計に係る基本的思想
- (3) 高機能消防指令システムの性能
- (4) 消防救急デジタル無線装置の開発及び取組み
- (5) 消防救急デジタル無線各装置の仕様及び特長
- (6) 消防救急デジタル無線の運用及び操作
- (7) 浸水対策工事に係る機械室改修の提案
- (8) 当組合に有益と思われる提案
- (9) 保守及び維持管理
- (10) コスト

3 第1項各号に掲げる書類 (以下「技術提案書等」という。) に関する質問は、技術提

案書等に関する質問書（様式第9号）により行うものとする。

第5章 審査委員会

（審査委員会の設置）

第8条 本事業に係る技術提案の審査等を行うため、「伊達地方消防組合消防指令システム浸水対策工事及び消防救急デジタル無線機能強化の総合整備に係る公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 技術提案の審査
- (2) 受託候補者の選定
- (3) 前各号に係る結果の報告
- (4) その他審査委員会に関する事項

3 審査委員会の委員の構成は、委員長及び委員の6名で構成し、次に掲げる者とする。

- (1) 委員長 消防長
- (2) 委員 消防署長
- (3) 委員 伊達市、桑折町、国見町及び川俣町の防災担当課長又は財政担当課長

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

5 審査委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長を務める。

6 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

7 審査委員会の会議は、非公開とする。

8 審査委員会の委員の任期は、本事業の委託契約締結の日までとする。

9 委員は、その職務に関し、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

10 審査委員会の庶務は、発注課において処理する。

第6章 審査等

（技術提案の審査等）

第9条 発注課は、提出された技術提案書等を技術提案した者（以下「技術提案者」という。）が特定できないようにして審査委員会へ提出しなければならない。

2 審査委員会は、次に掲げる事項により、技術提案評価表（別表）に基づき審査委員会の各委員が技術提案の審査を行い、当該審査による得点の合計点数により最優秀者及び次点者を決定し、最優秀者を受託候補者として選定する。ただし、技術提案者が1者の

場合においても、技術提案の審査を行い、当該審査による得点の合計点数が満点の6割以上に達している当該技術提案者を受託候補者として選定する。

- (1) 技術提案書等
- (2) プレゼンテーション
- (3) ヒアリング

3 前項各号に掲げる事項は、技術提案者を特定できないようにして行う。

4 第2項の規定による技術提案の審査及び受託候補者の選定は、非公開で実施する。

5 審査委員会は、第2項各号に掲げる事項の技術提案において、虚偽の内容を確認した場合は、当該技術提案を無効とするものとする。

6 審査委員長は、第2項の規定による技術提案の審査及び受託候補者の選定の結果をプロポーザル審査委員会審査結果報告書（様式第10号）により、伊達地方消防組合管理者に報告する。

7 技術提案の審査及び受託候補者の選定の結果の公表は、原則として次に掲げる事項を当組合のホームページに掲載することにより行う。

- (1) 技術提案者
- (2) 技術提案の審査及び受託候補者の選定の結果
- (3) 審査委員会の委員
- (4) 審査委員会の講評

8 技術提案の審査及び受託候補者の選定の結果に関する異議申立ては一切受付ない。

第7章 費用

(費用負担)

第10条 参加表明書等及び技術提案書等の作成に係る費用は、提出する者の負担とする。

第8章 受託候補者選定後の業務

(受託候補者選定後の業務内容)

第11条 受託候補者は、当組合と十分に協議を重ね、発注仕様書及び設計書を作成する。

2 第7条第1項第2号に掲げる技術者主要事業実績表に記載する配置予定の技術者は、原則として変更できないものとする。ただし、病気、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であると当組合の了承を得なければならない。

3 受託候補者の技術提案について、当該技術提案の内容がそのまま採用されるものでなく、契約交渉時に改めて協議の上、当組合が必要と認める範囲内で発注仕様書に反映さ

せるものとする。

- 4 最優秀者との協議が不調となった場合は、次点者を受託候補者として協議を進めるものとする。

第9章 雑則

(その他の事項)

第12条 プロポーザルに係るその他の事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 提出された技術提案書等は、第9条第2項の規定による技術提案の審査及び受託候補者の選定以外には使用しない。
- (2) 参加表明書等及び技術提案書等は返却しない。
- (3) 参加表明者がいない場合、プロポーザルは取りやめとする。再公募については、発注課において検討を行う。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

技術提案評価表

No.	評価項目	配点		
1	高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線の実績及び取組み			
	(1)	導入実績（Ⅱ型規模以上）	10	
	(2)	保守体制	10	
	(3)	施工体制	10	
2	高機能消防指令システム設計に係る基本的思想			
	(1)	高機能消防指令システムの安定性	20	
	(2)	将来の拡張性	20	
3	高機能消防指令システムの性能			
	(1)	指令装置操作部の操作性		
		①	事案処理の操作性	10
		②	事案処理の迅速性	10
	(2)	消防指令システム機器の冗長性及び連携機能		
		①	指令系機器の冗長性	20
		②	情報系機器の冗長性	20
(3)	119番輻輳時の事案処理		10	
4	消防救急デジタル無線装置の開発及び取組み			
	(1)	無線機器の継続的な開発	20	
5	消防救急デジタル無線各装置の仕様及び特長			
	(1)	回線制御装置	20	
	(2)	遠隔制御装置	20	
	(3)	基地局無線装置	20	
	(4)	陸上移動局無線装置	20	
6	消防救急デジタル無線の運用及び操作			

	(1)	本部・基地局間アプローチ回線	20
7	浸水対策工事に係る機械室改修の提案		
	(1)	消防指令センター1階機械室の改修	50
8	当組合に有益と思われる提案		
	(1)	感染症対策	10
	(2)	その他の提案	20
9	保守及び維持管理		
	(1)	導入後の保守管理についての基本的な考え方	30
	(2)	10年間の長期保守・修繕計画	30
10	コスト		
	(1)	構築費用	50
	(2)	総運用費	50
合 計			500

様式第1号 (第6条関係)

受付番号

参加表明書

次のプロポーザルに参加表明します。

件名：消防指令システム浸水対策工事及び消防救急デジタル無線機能強化の総合整備

年 月 日

伊達地方消防組合管理者

住 所 _____
商号又は名称 _____
代表者職氏名 _____ (印)
電 話 番 号 _____

様式第2号 (第6条関係)

事業所名： _____

事業所の事業実績

No	項目	内容	
高機能消防指令システム	1	自治体（広域消防を含む。）	
		管轄人口	
		選定方式	
		稼働年月	
	2	自治体（広域消防を含む。）	
		管轄人口	
		選定方式	
		稼働年月	
消防救急デジタル無線	1	自治体（広域消防を含む。）	
		管轄人口	
		選定方式	
		稼働年月	
	2	自治体（広域消防を含む。）	
		管轄人口	
		選定方式	
		稼働年月	

※ 平成30年度（2018年度）以降に元請として、高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線の契約及び導入の実績を記入すること。

※ 選定方式は、一般競争入札、指名競争入札、プロポーザル方式等を記入すること。

※ 記入した実績の契約書の写しを添付すること。

様式第3号 (第6条関係)

参加表明書等に関する質問書

年 月 日

伊達地方消防組合消防本部警防課

住 所 _____

商号又は名称 _____

代表者職氏名 _____

電 話 番 号 _____

消防指令システム浸水対策工事及び消防救急デジタル無線機能強化の総合整備に係る参加表明書等に関し、以下の事項を質問します。

No	質 問 内 容

--	--

[質問がない場合は、提出不要です。]

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

様

伊達地方消防組合管理者

プロポーザル参加資格確認通知書

この度は、本事業のプロポーザルについて、参加表明されましたことに対しまして御礼申し上げます。

次のプロポーザルへの参加の資格の確認の結果を下記のとおり通知します。

件名：消防指令システム浸水対策工事及び消防救急デジタル無線機能強化の総合整備

記

<結果①>

参加表明について、確認の結果、参加の資格は「有」と決定いたしましたので通知いたします。
また、別紙のとおり技術提案書等の提出を要請いたします。

<結果②>

参加表明について、確認の結果、参加の資格は「無」と決定いたしましたので通知いたします。
なお、参加の資格「無」と確認された理由は以下のとおりです。

— 理由 —

なお、参加の資格「無」と決定した理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、年 月 日（ ）までに伊達地方消防組合消防本部警防課へその旨を記載した書面を提出してください。

様式第5号 (第7条関係)

年 月 日

様

伊達地方消防組合管理者

技術提案書等提出要請書

参加資格「有」と決定しましたので、伊達地方消防組合消防指令システム浸水対策工事及び消防救急デジタル無線機能強化の総合整備に係る公募型プロポーザル実施要綱第7条第1項に基づき、下記の技術提案書等の提出を要請いたします。

件名：消防指令システム浸水対策工事及び消防救急デジタル無線機能強化の総合整備

記

- 1 技術提案書
- 2 技術者主要事業実績表
- 3 事業見積書

様式第6号 (第7条関係)

受付番号

技術提案書

次のプロポーザルによる技術提案について、関係書類を添えて提出します。

件名：消防指令システム浸水対策工事及び消防救急デジタル無線機能強化の総合整備

年 月 日

伊達地方消防組合管理者

住 所 _____
商号又は名称 _____
代表者職氏名 _____ 印
電 話 番 号 _____

様式第7号 (第7条関係)

事業所名： _____

技術者主要事業実績表

配置予定の技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況等

氏名		生年月日		年齢
職歴等				
現在の所属・役職名				
取得資格等				
(資格名)	(部門・科目)	(取得年月)	(登録番号)	資格取得後の 実務経験年数
過去10年間における同種業務経歴に該当するもの				
(発注機関名) (事業名)	(履行期限) (契約金額)	(立場)	(事業の概要)	
現在の手持ち業務の状況				
(発注機関名)	(業務名)	(履行期限)	(契約金額)	(立場)

(ほか _____ 件)

- 注 1 取得資格等は技術士、RCCM等について記載すること。
 2 「立場」は、管理技術者、総括責任者、担当者等の別を記載すること。
 3 取得資格等の登録証、合格証の写しを添付すること。
 4 同種業務経歴に記載した事業の契約書の写しを添付すること。

様式第8号 (第7条関係)

年 月 日

伊達地方消防組合管理者

住 所 _____
 商号又は名称 _____
 代表者職氏名 _____ 印
 電 話 番 号 _____

事業見積書

伊達地方消防組合消防指令システム浸水対策工事及び消防救急デジタル無線機能強化の総合整備に係る公募型プロポーザル実施要綱及び要求水準書を承知のうえ、下記のとおり見積りします。

記

- 1 件名 消防指令システム浸水対策工事及び消防救急デジタル無線機能強化の総合整備
- 2 見積金額

(1) 構築費(機器構成表の項目に基づき、任意別紙で内訳を添付すること。)

10%税込				百万			千			円
-------	--	--	--	----	--	--	---	--	--	---

(2) 2年目～6年目 保守期間5年間に見込まれる概算保守費及び概算平均額

2年目 10%税込				百万			千			円
3年目 10%税込				百万			千			円
4年目 10%税込				百万			千			円
5年目 10%税込				百万			千			円
6年目 10%税込				百万			千			円
5年間概算平均額 10%税込				百万			千			円

(3) 6年間に見込まれる概算総運用費(構築費、保守費等を含めた必要な総運用費)

10%税込				百万			千			円
-------	--	--	--	----	--	--	---	--	--	---

注 1 この事業見積書に任意様式の内訳書を添付して提出すること。

様式第9号 (第7条関係)

技術提案書等に関する質問書

年 月 日

伊達地方消防組合消防本部警防課

住 所 _____

商号又は名称 _____

代表者職氏名 _____

電 話 番 号 _____

消防指令システム浸水対策工事及び消防救急デジタル無線機能強化の総合整備に係る技術提案書等
に関し、以下の事項を質問します。

No	質 問 内 容

[質問がない場合は、提出不要です。]

様式第10号 (第9条関係)

年 月 日

伊達地方消防組合管理者

審査委員会

委員長

プロポーザル審査委員会審査結果報告書

消防指令システム浸水対策工事及び消防救急デジタル無線機能強化の総合整備に係るプロポーザルについて、技術提案の審査及び受託候補者の選定の結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 最優秀者 (受託候補者)
- 2 次点者